

役員及び評議員の 報酬に関する規則

社会福祉法人浦添市社会福祉協議会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人浦添市社会福祉協議会(以下「本会」という。) 定款第10条及び第25条に基づき、役員及び評議員の報酬に関して必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、本会定款第18条に定める理事及び監事をいう。
2 評議員とは、本会定款第6条に定める評議員をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて別表のとおり報酬を支給する。ただし、同日にそれぞれの職務についた場合は、一職務のみを支給する。
2 役員及び評議員が法人職務を行うため出張した場合には、本会旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 役員及び評議員の報酬の支給方法については、次のとおりとする。
2 会長、副会長及び常務理事の報酬の支給は、本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、その支給日が休日にあたるとき、または会長が特別な事情があると認めた場合は、支給日を繰り下げる支給する。
3 評議員の報酬の支給は、支払い事由が発生した月の翌月末までに本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
4 支給する報酬額は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1条第2項に定める報酬の支払の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を得なければならない。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

- 2 平成19年4月1日から施行の本会役員・各種委員会委員等の報酬、謝礼金及び費用弁償に関する規程は廃止する。
- 3 平成24年4月1日から施行の本会常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

別表(第3条 第4条関係)

種類	報酬			
	区分	金額円	区分	金額円
会長	月額	70,000円	会議等 出席1 日につけ き	2,000円
副会長	月額	10,000円		
常務理事	月額	250,000円		
監事	日額(監査実施日)	8,000円		
理事				
評議員				

役員(会長、副会長及び常務理事、監事、理事)に対し、各年度の総額が5,000,000円を超えない範囲を報酬として支給することができるものとする。